

2023年9月定例会 本会議一般質問と当局答弁

2023年9月11日(月) 10:00

◎藤沢かよ議員の一般質問(30分)

1. 図書館の指定管理者制度について
2. 電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業について



藤沢かよ議員への答弁と再質問 ※音声をもとに党市会議員団で要約したものです

- 武内市長
- 教育長
- 保健福祉局長
- 藤沢議員
- 教育長
- 市政変革推進室長
- 藤沢議員
- 教育長
- 藤沢議員
- 教育長
- 藤沢議員
- 教育長
- 藤沢議員
- 教育長
- 藤沢議員
- 議長
- 藤沢議員
- 議長

藤沢かよ議員の一般質問

1. 若松図書館の不正問題に関連して図書館の指定管理について2点質問します。

本年3月、教育委員会に公益通報があり、市立若松図書館において貸出数を水増ししていた不正が発覚しました。その概要と処分について本年6月26日と7月20日の教育文化委員会に報告されました。同館の指定管理者である日本施設協会は、社長指示により昨年11月末から今年3月末までの4ヶ月にわたり、複数の社員等の図書館カードの情報を使用して貸出返却の処理を行い、貸出実績としていたものです。令和4年度の若松図書館の貸出冊数は約18万冊でしたが、これとは別に水増しした冊数は2万216冊、貸出者数は実人数39人、延べ2060人に及びます。コロナ禍で他館の貸出数が減少傾向であるのに、若松図書館のみ昨年12月から今年3月までは前年度比20~30%程度の増加となりました。2022年度まで同社が指定管理者だった門司図書館が23年度以降の指定管理者に選ばれず、今年度に指定期間満了となる若松図書館も次期は選定されないのではないかとの危機感があったとされています。

教育委員会は6月21日付けの文書で、再発防止に向けた取組について真摯に検討し、誠実に履行するよう指導しました。また、本市は市全体の指定管理者制度検証のため、今年度末に指定期間満了を迎える指定管理者について原則として1年間の延長としていますが、若松図書館については適用せず公募を実施するとしました。現行のガイドラインでは、同社の次期指定管理者への応募資格は停止されません。委員からは「市民の信頼を裏切る」ものだと厳しい意見が相次ぎました。

わが党は本市の指定管理者制度の開始時から、教育福祉の分野では導入すべきではないとの意見を表明してきました。特に公立図書館は、地方公共団体が設置し、教育委員会が管理運営します。利用は無料が原則の教育施設であり、安定性・継続性・専門職員の確保等が求められます。指定管理者制度は、指定期間は原則5年間と短く、次回も指定される保証はないため、職員の雇用は不安定にならざるを得ません。今回の不正行為も起こるべくして起こったと言えます。直営であればこうした事態は起こり得ません。

次期指定管理者の募集は、本市指定管理者制度の在り方の検証抜きに、すでに実施されています。次期指定管理者に日本施設協会が応募した場合、選定されるかどうかはわかりませんが、選定されてもされなくても問題となります。選定されれば、どうして不正があった会社を選ばれるのかと批判があるでしょう。選ばれなければ、そこで働いていた職員の雇用が守られなくなります。

そこで1点目に、若松図書館は1年間直営に戻し、現在若松図書館で働いている職員の雇用を確保すべきです。答弁を求めます。

2点目は、指定管理者制度の在り方の検証抜きに次期公募が実施される問題についてです。本市図書館への指定管理者制度の導入は全国に先駆けて行われたため、全国のモデルとされ「北九州市における指定管理者による図書館運営（北九州市立図書館）」と題する本市

図書館の事例が、文科省のHPに掲載されています。本市だけに留まらない問題として各方面に影響を及ぼすことが考えられます。また日本図書館協会の声明や調査で明らかにされているように図書館への指定管理者制度の導入率は、2015年の総務省の調査で15.2%に過ぎないことや、「社会教育法の一部改正」の2008年の国会審議において、「社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」という附帯決議がなされたことも考慮し、直営に戻した期間に図書館の指定管理者制度について、教育委員会が責任をもって検証を行うべきです。答弁を求めます。

2. 次に8月9日に専決処分が行われた補正予算「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業」について2点質問します。

これは「電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響が見込まれる令和5年度の住民税非課税世帯及び家計急変世帯に、3万円の給付金を支給する経費」で、補正額は6億円、総額約55億円です。

2021年以来、政府は3回に渡り住民税非課税世帯に給付金を出してきました。21年・22年の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」は1世帯あたり10万円、22年の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」は1世帯あたり5万円、そして今回の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」は1世帯あたり3万円です。給付額はだんだんと下がっていますが、なおも続く物価高騰にはこの金額では追いつきません。「いつ出るのか」「まだ届かない」などの声は切実です。また「子育て世帯生活支援特別給付金」は子ども1人に5万円なのに、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」は世帯単位の支給で不公平だ、との声も聞かれました。

今回の「重点支援給付金」について、国が前回まで対象とならなかった「世帯全員が課税者から扶養を受けている非課税世帯」を対象としたことは改善点として歓迎するものですが、基準日を自治体任せにしたことから、対象者でありながら給付を受けられない事態が発生した問題もあり、混乱を招きました。

市民生活はコロナ禍に加え、物価高騰により深刻さを増しています。総務省によれば、7月の消費者物価指数は生鮮食品を除いた指数が去年の同じ月より3.1%上昇しました。上昇率が3%以上となったのは11か月連続です。また、経済産業省の8月30日の発表では、レギュラーガソリン、1リットル当たりの全国平均小売価格（28日時点）は、185円60銭で、2008年8月に記録した185円10銭を超え、過去最高値を更新しました。5月以降15週連続の値上がりです。さらに今後、10月請求分の電気料金は、政府による補助が半減する影響で、10社すべてで値上がりします。

わが党は、物価高騰に対する緊急の賃上げ、最低賃金のさらなる引き上げと中小企業に対する支援、10月からのインボイス（適格請求書）制度の導入中止、消費税5%への緊急減税、教育費負担の軽減、電気代やガソリン代の高騰対策など総合的な対策を国に求めています。そのために臨時国会をひらき、予算委員会の開会も求めました。

そこで 1 点目に、本市として国に対し、物価高に見合う支援となるよう、給付金額の引き上げを求めるべきです。また今回のように、自治体ごとの基準日の違いで混乱を招かないよう、合わせて求めるべきです。答弁を求めます。

2 点目に、秋冬に向けての暖房費についても負担が大きくなる心配があります。国を待たず、光熱水費の補助など、広く市民に行き渡る市の独自の支援を行うよう求め、見解を伺います。

以上、第 1 質問を終わります。

藤沢かよ議員の一般質問 答弁と再質問

[電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金事業について]

■市長

私から、まず最初に、電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金事業に関しまして、市独自の支援を求めるというお尋ねに対してお答えをいたします。

まず、物価高騰対策に関しまして、我が国が直面するエネルギー、食料品等の物価高騰に対しましては、国が対策を講じる必要があると考えており、国の対策と連動して地方公共団体の対策が必要な場合には、地域の実情に応じたきめ細やかな対応が行えるように確実な財政措置が必要と考えております。

こうしたことから、概算要求前の 7 月に、私自身が地元選出国會議員や政府に対して北九州市の状況を説明しつつ、確実な財政措置を求めたところであります。物価高騰対策に係る北九州市独自の支援につきましては、国の措置の内容を踏まえた上で、限られた財源を活用して、優先順位をつけて対応をしていくことが重要と考えております。

引き続き、経済動向や国の動きを注視しつつ、長引く物価高騰の影響に直面している市民や事業者の皆様に対して寄り添った支援に努めてまいりたいと考えております。私からは以上です。残りは関係局長から。

[若松図書館の不正問題に関して]

■教育長

若松図書館の不正問題に関連致しまして、図書館の指定管理者制度について、若松図書館は 1 年間直営に戻すべきであるという点、それと直営に戻した期間に図書館の指定管理者制度について検証を行うべきであるという点、この 2 点のお尋ねに対しまして、まとめてお答えをいたします。

指定管理者制度の導入の目的でございますが、指定管理者制度は、公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することによって、住民サービスの質の向上を図って効果的に運営することなどを目的としております。北九州市の図書館では、平成 17 年の門司図書館、戸畑図書館で導入以来、現在、6 つの地区館すべてで導入をしております。

北九州市におきましては、中央図書館を市の中核の拠点施設、地区館を地域の拠点施設という風に位置付けまして、直営であります中央図書館では、図書館の運営方針の決定を

はじめとして、図書の選定や図書館情報システムの運用など機関的な業務を実施しております。

一方で、指定管理者が運営いたしますそれぞれの地区館では、図書の貸し出しやリファレンス、地域の特色を生かした各種企画展示やイベント、学校などとの連携事業などを実施しているところでございます。これら地区館につきましては、北九州市が実施する指定管理者の評価制度によりまして、不正行為のあった若松図書館を除いて、これまで適正に管理運営が行われると評価してきております。

また、各図書館で毎年実施しております利用者のアンケートでは、図書館の展示や行事、また職員の窓口対応等などの項目で、9割を超えますご利用者が満足と回答されておられまして、ご利用者のニーズに応えてきているところでございます。

さらに、市の付属機関であります北九州市立図書館協議会からは、全体的に図書館運営は順調であるといえる、また、積極的に事業に取り組んだ経験をこれからの図書館運営に反映させて、より良い図書館になることを期待するといった評価をいただいております。

指定管理者制度についてでございますが、このように市立図書館は問題なく運営をされておまして、引き続き現在の図書館体制を維持してまいりたいと考えております。

ところで、不正行為に対する考え方ではありますが、この度の若松図書館の指定管理者によります不正につきましては、図書館行政に対する市民の信頼を損なう行為でございますが、これは図書館に指定管理者制度を導入したことに起因するものではないと認識をしておまして、これをもって直営に戻すということは考えておりません。

このため、不正行為を行った現在の指定管理者の指定期間の1年の延長は行わずに、令和6年度からの若松図書館の指定管理者の公募の実施をすることとしたところでございます。今後とも、多様化する市民のニーズに応えられるように、より良い図書館サービスの提供に努めてまいり所存でございます。私から以上でございます。

〔電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金事業について〕

■保健福祉局長

最後に私から、専決処分補正予算、電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金事業につきまして、残りの給付金額と基準日に関するご質問にお答えいたします。

本年度実施しております電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金は、国の実施要領に基づき、各自治体において物価高騰の影響が大きい低所得世帯を支援するものでございます。

北九州市では、国の交付金の算定基準を踏まえ、一世帯当たり3万円を支給することとしております。今回の給付金では、一定の範囲で、自治体において地域の実情に応じた制度設計を行うことが可能となっております。

このため、北九州市は、国と協議を行い、過去2回の給付金で対象外でありました、世帯全員が課税者から扶養を受けている非課税世帯につきまして、新たに支給の対象といたしました。

また、今回の給付金では、国が基準日を示さず、各自治体で異なる費用を定めましたため、北九州市の基準日以降に転入された低所得世帯が給付金を支給されない事例が発生いたしました。これを受けまして、市は要綱を改正し、このようなケースも支給対象に加えたところでございます。

さらに、プッシュ型による支給の導入やオンライン申請の対象拡大など、手続きの負担軽減、迅速な支給に努めているところでございます。これらの取り組みにより、給付金の

支給世帯数は前回の実績を上回る見込みでありまして、物価高騰の影響を一定程度軽減できていると考えております。

なお、今後、新たな給付金事業など自治体が主体となる施策が設けられる場合は、円滑な実施に向け、改善すべき点などを速やかに国に伝えてまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

【第二質問】

〔物価高騰対策について市長への要望〕

○藤沢議員

はい。ありがとうございました。それでは、第二質問をさせていただきますが、質問の前に、市長に物価高騰対策について要望したいと思います。

今、物価高騰に苦しむ市民のために、市独自の支援をと要望いたしましたけれども、これを、是非ですね、市長にもう一度要望したいと思います。

今、私どものところに、8月に入ってから特に生活に苦しい、10月は電気代がどれくらい来るか不安だという声がたくさん届いております。生活保護課に同行する回数も増えております。

こうした物価高騰に苦しむ市民のために、新しい市長です。どうか、市民の期待がありますので、せっかく変わったんだから、変えたんだからという市民の期待を裏切らないでいただきたい。ぜひ独自支援を考えていただきたいと重ねて要望します。

〔図書館の問題について〕

それでは、図書館の問題について、再質問いたします。まず、市長と教育長にそれぞれお答えいただきたい。

不正行為の受け止めについてです。先ほど教育長は、指定管理者制度の問題ではないというふうにお答えでしたけれども、これについてどのような責任を感じているのか。責任を感じていないはずはありませんので、それぞれにお答えいただきたいと思います。どうぞお願いします。

■教育長

はい。指定管理者制度でございますけれども、指定管理者というものは、管理運営します施設につきましては、自らの管理権限を有するものでありますから、自ら判断して、主体的に管理業務を行うものだというふうに認識をしております。

で、そういう意味ではですね、法的に直接的な責任が教育委員会にあるとは考えておりません。

ただ、答弁の方でも申し上げましたように、図書館に対しますその市民の信頼を非常に損ねる行為ということで、重い結果だという風に認識しております。

そういう意味では、教育委員会の責務といたしましては、まず再発防止に努めるということが、ま、1番の責任の果たし方かなという風に考えておりますので、早速ですね、コンプライアスの確認だとか、あるいは、適正な図書カードの利用方法などについて取り組んでいるところでございます。以上でございます。

■市政変革推進室長

図書館の不正問題に関するご質問でございます。

現在、市政変革の取り組みの中におきまして、指定管理者制度のあり方の検討を始めたところでございます。今回の不正行為につきましては、指定管理者制度そのものの課題という風には受け止めておりませんけれども、こういった不正行為の再発防止策につきましても、制度を検証する中でしっかりと検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○藤沢議員

今のお2人とものお答え、この問題を重大視していないのではないかなというふうに改めて思いました。私、こういう質問をしたのは、やっぱりこれは重大問題だと私自身受け止めたからなんです。

それで、今回の不正ですね、もちろん会社の責任重大ですけれども、今、教育長は直接責任ないと。んで、今後の検証の中で、担当局長お答えでしたけれども、これはですね、私はなぜ重大というふうに考えるかという、私たちここにいる議員にとってもとても重大だと思うんです。

市の行政資料っていうのを根拠に私たちは議論するわけですよ。その根拠が崩れてしまうような資料が出てきたら、私たちの議論はどうなります。私も意見を言うのが怖いです。そしたらですね、しかも、次に出てきた資料は本当にね、正確なのか、じゃあ過去の資料はどうなのかということもね、疑問を持たざるを得ません。

そういう重大な問題だということもね、受け止めていただきたいという風に思います。それで、今、お尋ねしたわけですよ。これは、最も重い処分が指定の取り消しや管理業務の停止、ここにあるわけですけれども、そういうこと一切抜きですよ。

そして、今、次期の選定が行われている。それで、教育長に続いてお尋ねします。公募締め切りは9月20日と聞いています。日本施設協会が応募し、選定されるかどうかはわかりません。別の会社を選ばれるにしても、今回の不正問題は、当然、選定の過程で問題にされると思います。検討会議を公開するなど透明性を高めるべきだと思いますが、見解をお尋ねします。

■教育長

あの、今の藤沢議員のご質問の流れの中でですね、教育委員会が今回の問題をどれだけ深刻に思ってるかと言いますのは、不正が発生してから、議会の方で2回にわたって経緯をご説明し、私どもの考え方、あるいはその市の考え方等をご説明してまいりました。

1番重い処分は、指定のすぐに取り消しということも含めまして、法制部門と何度もですね、打ち合わせをしたということも常任委員会の方でご報告差し上げたところでございます。

で、今のご質問の、今ちょうど指定管理の公募の最中でございます。で、ここから、今回ですね選定のための検討会ということに移っていくわけでございますが、この検討会そのものですね、非常にあの慎重に厳正な手続きで行わないといけません。

で、ガイドラインの中では、その構成員に対して、不当な圧力がかからないように、決定までは構成員の氏名も明かさなくて、そういう意味ではですね、開催する要項の中で、構成員そのものも非常に縛りがあって、その中で得られた情報を絶対に公開しないようにというふうな厳しい指定がございます。

で、透明性を確保するという面では、選定が終わりましたら、選定後にはですね、全ての過程、あるいはその選定員のメンバーも含めまして議会にご報告を差し上げ、検討経過

につきまして透明性を高めるという意味でもご報告をすぐに差し上げたいという風に考えております。以上でございます。

○藤沢議員

そしたらですね、選定の責任は教育委員会じゃなくて検討会議が持つんですか、それとも市担当局長お答えでしたけれども、そういうところが持つんですか。

■教育長

申し訳ございません、ちょっと説明がですね、不十分でございました。選定会議はあくまでも、選定の意見をいただくだけでありまして、最終の決定は市の方でいたします。以上でございます。

○藤沢議員

はい。毎年毎年、私たち指定管理者については、教育委員会関係だけではなくて、全ての評価について、資料をいただきますよね。その評価が行われている、第三者の委員会、検討会議ですかね、そういうところでの資料がね、もしかしたら間違ってるかもしれない。これが正しい根拠としてね、私たちに示されているのかっていうことをね、疑うような、疑念を持たざるを得ないようなことが起こっているという認識が弱いんじゃないかと思うんですけれども、この辺はどうでしょうか。

■教育長

あの、冒頭でですね、この市民の信頼をですね、揺るがすような事態ということで、教育委員会としての責務といたしましては再発防止ということを徹底したいと申し上げました。

で、あの常任委員会の方でもご報告差し上げましたけれども、まず取り組んでいるのが、その統計データのしっかりとしたチェック、その体制を今もう取っておりますし、例えば抜き打ちでですね、図書館の方に伺って状況を確認するだとか、様々な手法を取りたいという風に考えております。以上でございます。

○藤沢議員

あの一、やはりですね、私はやっぱり、国でも色々起こってますよ、データの捏造とかね、改ざんとかもあったりして、本当に今ね、国の政治に疑念が起こっておりますけれども、北九州市も同様のことが起こってるっていうことの認識です。

だから、私は、皆さんのね、これまでね、出していただく資料についてね、とても信頼してね、来ましたよ。ところが、それが揺らいでるっていうところを、今日、問題にしたわけですがけれども。もう1つ質問したいので、これについてはもうお答えはいりませんので、いきます。

[次期の図書館基本計画策定について]

それでは次に、教育長にお尋ねしたいのは、次期の図書館基本計画策定についてです。

本市図書館協議会で検討が始まっています。提出された資料や会議録もホームページで一部公開されています。でも、今回の不正行為や指定管理者制度の在り方についての記述は見られません。

来年度予定の一般的な指定管理者制度の中で検証されれば良いとするのか、本市図書館協議会でこの問題、議論すべきではないかと思います。これは本当に教育委員会の私は責任と思います。答弁願います。

■教育長

はい。今、図書館協議会ということで、ご質問いただきました。その図書館協議会そのものはですね、指定管理者制度のあり方だとかを議論する場ではございません。

で、図書館協議会は何のために設けられているかと言いますと、1番ご議論いただいているのは、図書館サービスの評価だとか、それから今後の図書館のあり方と、そういった方向性を審議していただく場でございます。

とは言いながら、先ほども何度も申し上げましたように、今回のこの事案につきましては、非常に図書館にとっては、内容としては重い事案であったということで、図書館協議会には、実は7月の5日、協議会ございましたけれども、その協議会の会議の前の場でですね、全員の皆様に先立ちましてこの件につきましては報告を差し上げたところでございます。以上でございます。

○藤沢議員

今のお答えはそれはそれで分かりましたけれども、私はもっとね、教育委員会がね、きちんとこの図書館問題についてはね、検証をすべきだという風に思います。

文科省のホームページに北九州市の図書館の事例が載ってるっていうのはもちろん、さっき申し上げたんですけれども、その後、指定管理者制度をね、図書館とか博物館に導入するにはどういう点が、留意が必要かなどという調査報告書も文科省のホームページには載っていて、北九州市の事例がですね、細かく載っておりますよ。そういうね、大事な教育施設なんです、図書館っていうのは。

■議長

時間がなくなりました。

○藤沢議員

終わります。

■議長

進行いたします。